

建設工事共同企業体運用基準

第1 建設工事共同企業体の運用基準

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

1 特定企業体の運用基準

(1) 性格

特定共同企業体は、建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする共同企業体を競争入札の参加要件として定めたことにより結成される場合のほか、工事情報に基づき、その情報の内の特定の工事を目途に結成される場合がある。

(2) 活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事を施工するに際し、技術力等を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、その規模は土木・建築工事で概ね3億円以上とする。

その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事（最上位等級に属する工事うち相当規模のもの）とする。

(3) 共同企業体と単体企業との混合指名及び一般競争入札等における資格要件の公示におけるその取扱い特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度の高い特殊な工事とする。

それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と共同企業体の混合による入札ができるものとする。

(4) 特定企業体の構成員数とその構成

構成員数は、2ないし3社とする。

その構成は、最上位等級に格付けされている者同志又は最上位等級及び第二位等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う特定企業体を活用することを原則とする。

(5) 代表者の選定

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きいものとする。

等級の異なる組合せにあつては、最上位等級の者とする。

2 経常企業体の運用基準

(1) 経常企業体の活用対象

経常企業体を工事の発注に当たって活用する場合は、優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として自主的に結成された経常企業体を対象とすることを原則とする。

(2) 中小建設業者の受注機会確保のための活用

中小建設業者の受注機会の確保のために、前記の（1）の目的で結成された経常企業体を活用することは有用である。このため、申請の随時受付などの措置を講じるものとする。

(3) 経常企業体の構成員数とその構成

円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、経常企業体の構成員数は、2ないし3社とする。

構成は、同級に格付けされている者もしくは直近等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う経常企業体を活用することを原則とする。

(4) 代表者の選定

代表者は、構成員において決定された者とする。等級の異なる組合せにあつては、最上位等級の者とする。

第2 建設工事共同企業体の取扱い

1 共同企業体の資格要件等

(1) 資格要件

- ア 特定企業体の構成員は、少なくとも次の三要件を満たす者とする。ただし、対象工事の特性等を勘案し、別途必要に応じて資格要件を追加するものとする。
- a) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等と取扱うことができる。
 - b) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- イ 経常企業体の構成員は、少なくとも次の三要件を満たす者とする。ただし、別途必要に応じて資格要件を追加するものとする。
- a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等と取扱うことができる。
 - b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
 - c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置しえることを原則とする。

(2) 出資比率

- ア 出資比率の最小限度基準については、次のとおりとする。
- a) 2社の場合 30パーセント
 - b) 3社の場合 20パーセント
- イ 代表者の出資比率は、次のとおりとする。
- a) 特定企業体の場合は、構成員中最大とする。
 - b) 経常企業体の場合は、構成員において自主的に定めるものとする。

(3) 資格審査

- ア 特定企業体
特定企業体の資格審査は、市長が申請書を受理し適格事項を審査し、有資格者として認定する。
- イ 経常企業体
経常企業体の資格審査は、市長が申請書を受理し適格事項を審査し、有資格者として認定する。
- この場合原則として単体企業の資格審査申請時期に申請を受理するものとするが、中小建設業者の受注機会の確保という観点などから随時受けを行なえるものとする。

(4) 資格審査の提出書類

- 共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 共同企業体協定書
 - ウ 委任状

2 特定企業体の存続期間

- 請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。
- 特定工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事の契約が締結された日までとする。

3 経常企業体の解散

- 経常企業体の資格の有効期限内にその企業体が解散した場合は、市長に解散の時期を明記し、全ての構成員が記名捺印をした書面を提出させるものとする。

4 共同企業体との契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
- (2) 特定企業体との契約の場合にあっては、特定建設共同企業体協定書を、経常企業体との契約の場合にあっては、付属協定書をそれぞれ当該請負契約書に添付するものとする。

5 様式

共同企業体に係る様式は別記によるものとする。

第3 雑則

- 1 この運用基準は、平成10年5月1日から実施する。
- 2 この運用基準の実施において、現に存する共同企業体の取扱いについては、なお従前の取扱いによるものとする。
- 3 この運用基準の適正な施行を図るために必要な事項は市長が定めるものとする。